

建設工事に関連する変更点について

- 1 委託業務検査
- 2 工事事故対応マニュアル
- 3 静岡市土木工事施工管理基準
- 4 建設工事検査

技術政策課 土木検査係



●委託業務検査

令和9年度からの委託業務総合評価方式の導入に向けて、令和7年度発注業務より、委託業務検査を本格運用します。対象業務などを見直しております。

※令和6年度契約の繰越業務は、令和7年度に検査を実施しても試行として扱います。



○検査の対象

- 業種：
- 土木関係コンサル（概略・予備設計、詳細設計）
 - 地質
 - 測量
 - 建築関係コンサル（設計）

※測量設計業務は、主たる業務が設計となることが多いため、原則、土木関係コンサルでの検査となります。

○検査の対象

金額：設計業務価格 1,000 万円(税抜)以上の業務
(建築関係は 500 万円(税抜)以上)

※随意契約は、災害復旧含め検査員検査の対象外とする。
ただし、随意契約のうち『プロポーザル方式が実施された場合』又は『建築関係建設コンサルタント
(建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備設計を含む業務)において基本設計業務から引き続き実施設計業務を行う場合』の業務は、対象とする。

○業務成績採点表

- ・業務採点表（測量）
- ・業務成績採点表（地質調査）
- ・業務成績採点表（土木関係建設コンサルタント）
- ・業務成績採点表（建築関係建設コンサルタント）

○評定点の公表

- ・委託業務の評定点を市HPにて公開します。
（公開期間は、検査翌年度末まで）

○検査体制

- 技術者の評価は、テクリス登録された技術者を対象とするため、原則、検査には、設計業務の場合は管理技術者、測量・地質業務の場合は主任技術者の立会をお願いします。
- 検査時には下記書類の持参をお願いします。
土木詳細設計業務：赤黄チェック、
該当書類がある業務：ISO9001登録、
安全教育に関する資料

● 工事等事故対応マニュアル の改正について

- ・ マニュアルの名称を変更
- ・ 再発防止策の審査、現場再開の判断を追記

=現行=

工事等事故報告マニュアル

・事故の報告

・入札参加停止措置の判断



=改定=

工事等事故対応マニュアル

・事故の報告

・再発防止策の検討

・現場再開の判断

・入札参加停止措置の判断

3 事故発生後の対応

【受注者がすべきこと】

★直ちに

負傷者の救護を行うと共に、**被害の拡大を防止し、現場の安全を確保するための緊急の措置**を行った後、当該工事等の監督員又は担当者（以下「監督員等」という。）に対し、**事故の報告**を行う。

連絡：事故の状況を把握し、直ちに警察、消防その他の関係する機関に連絡する。

報告：監督員等に口頭または文書により事故の発生を報告する。

提出：第一報の報告を行った後、情報を収集し、事故の原因、工事等の概要を（別紙1）**事故速報**にまとめ、監督員等に提出する。

★速やかに

現場再開に向け再発防止策を作成し、監督員等と協議を行う。

※再発防止策は、発注者から示された安全管理措置の不適切な箇所については是正等を列挙する（必要に応じて図表等を作成）。

【発注者がすべきこと】

★速やかに

受注者又は第三者より事故発生の報告があった場合は、応急措置等の指示を出したあと、下記のとおり対応する。

- (1) 受注者又は第三者から事故発生の報告を受けた場合、所管の長、契約課、技術政策課へ口頭で第一報を報告する。また、公共施設における工事等で、施設を管理する者が別に置かれている場合は、その長への報告も行う。
※被害程度が重大、又は被害が拡大する恐れがある（重大事故又は重大事故に発展しそうな）場合は、広報課と即時公表について協議する。
- (2) 受注者から事故速報が提出された後、所管課は、契約課、技術政策課と安全管理が不適切な箇所の有無及び再発防止策について協議し、再発防止が必要な箇所があれば受注者に伝え、再発防止策の作成を指示する。
- (3) 技術政策課は、事故速報をもとに安全管理推進委員会の開催を判断する。
- (4) 事故の内容が入札参加停止等の措置に該当する案件か又はその疑いがあるかを三者で協議する（契約課は、判断の見解を所管課に伝える）。

5 現場再開の判断手順

- ・労働基準監督署又は警察の行政判断や被害の程度が確定しない場合であっても、早期に現場再開することで社会的影響を最小限とするように対応する。

【所管課（工事等担当課）】

- ・事故速報（別紙１）をもとに所管課、技術政策課、契約課の三者で安全管理が不適切な箇所の有無について協議し、安全管理の不適切や是正の必要な箇所があれば受注者に伝え、再発防止策を講じるよう指示する。

（通常事故）

- ・受注者が作成した再発防止策を精査し、再発防止に係る報告書（別紙２）を安全推進委員会に諮る。

（重大事故）

- ・再発防止に係る報告書を部会にて審議した後、安全推進委員会に諮る。



【安全管理推進委員会】（事務局：技術政策課）

- ・ 所管課長は、安全管理推進委員会に対し事故速報により説明する。
- ・ 安全管理推進委員会は、再発防止に係る報告の審査、現場再開の判断を行う。

	現場再開の判断の期間	審査及び判断資料
★重大事故	事故後おおむね3週間以内 委員長：副市長 委 員：所管局次長、部長 開 催：臨時開催	事故速報 再発防止に係る報告書
●通常事故	事故後2週間以内 委員長：部会長 委 員：部会員 開 催：業者選定部会時	事故速報 再発防止に係る報告書
▲上記以外の事故	事故後速やかに 部会長に随時報告	事故速報 再発防止に係る報告は 口頭でもよい

● 静岡市土木工事施工管理基準 の改正について

静岡市土木工事施工管理基準は、令和5年4月に改正してから2年が経過し、この間、国土交通省が令和5年8月及び令和6年3月に、静岡県が令和5年12月及び令和6年9月に改正が行われていることから、令和6年度技術監理作業部会を組織し、本市の実務に合わせた内容に見直しを図り改定を行いました。静岡市では、建設工事共通仕様書と土木工事施工管理基準を隔年で改正しております。

○主な改正内容

○技術基準等の改定に伴うもの

- ・ JIS基準の改定によるもの

○内容の見直し

- ・ 静岡県の改正に伴う盛土材料取扱基準の改正

○本市の実務に合わせたもの

- ・ 下水道工事における取付管切替工の追加
- ・ 表層の舗装 平坦性試験の記載修正

○主な改正内容

○その他

- 測点など施工管理を実施する箇所については、施工計画書に記載しなければならない。
 - 設計図書の数値については、検査対象であることを改めて明記しました。
- 図面の作成から注意をお願いしたい。
- 非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について
強度測定要領及び解説
配筋状態及びかぶり測定要領及び解説 の追加

●建設工事検査

○創意工夫について

- 創意工夫の評価は、「その現場にあった工夫のあるもの」「創意工夫の実施によりその効果が確認できるもの」等により加点対象としております。
- 新技術や新工法の採用はNETIS で評価し、その他の項目の創意工夫での評価は原則行いません。
- 令和6年4月よりICT 施工については、すべてのプロセスは2点、一部のプロセスは1点として評価しています。
- 令和6年までは評価項目に関係なく創意工夫を評価していましたが、令和7年度からは提出された項目に応じて原則評価します。

○資源有効利用促進法の計画の掲示について

- 「資源有効利用促進法」における再生資源利用促進計画及び再生資源利用計画の作成時には、発注者へ提出・説明のうえ公衆の見えやすい場所へ掲示をお願いします。

なお、計画書及び実績書に記載する資源の比重は、アスファルト $2.35(t/m^3)$ 、コンクリート $2.35(t/m^3)$ 、建設汚泥（リバーズなどの廃泥水） $1.40(t/m^3)$ 、カッター汚泥 $1.10(t/m^3)$ で統一をお願いします。

○_NETIS 登録技術について

- NETIS 登録技術の加点については、提出時点における「有効な技術リスト」に掲載があるかないかで判断しますので、提出書類にその時点の「有効な技術リスト」の添付を確認願います。

国土交通省
中部地方整備局

[整備局トップ](#) > [建設関係情報](#) > 新技術・NETISに関する情報

新技術・NETISに関する情報

[新技術情報提供システム \(NETIS\)](#)
NETISトップページはコチラ、新技術情報が検索できます。

[新技術の採用理由](#)
中部地整管内で活用した新技術の採用理由を紹介します。

[有用な新技術概要集](#)
NETISに登録されている推奨技術等の有用な新技術の概要を紹介します。(excel形式)
※通信環境によっては、開くのに時間がかかる場合があります。ファイルを保存後に立ち上げてください。

[現場ニーズと技術シーズのマッチング](#)
I-Constructionを推進するための現場ニーズと技術シーズのマッチングについて、現場試行を行い現場ニーズに対する適応性の確認を行っています。

中部地方整備局HP
[整備局トップ](#) > [建設関係情報](#)
> [新技術・NETISに関する情報](#)
> [有用な新技術概要集](#)

○社内管理基準について

- 令和6年4月より社内管理基準は評価対象としていません。社内管理基準の設定については任意とします。社内管理基準を外れた場合も是正措置をとる必要はありません。

○法定休日・所定休日について

- 令和6年4月の静岡市建設工事共通仕様書の改正により、週休二日の導入に関する計画は、施工計画書（15）法定休日・所定休日に記載をお願いします。